

横浜市食品衛生関係行政処分事務取扱要綱 新旧対照表

現行	改正案
(第1条から第2条まで 省略)	(第1条から第2条まで 省略)
(行政指導) 第3条 食品衛生に関する行政指導を行う場合は、必要に応じて指導票（第1号様式）により行うものとする。	(行政指導) 第3条 食品衛生に関する行政指導を行う場合は、必要に応じて指導票（第1号様式） <u>又は書面による通知</u> により行うものとする。
(第2項省略)	(第2項省略)
(検査命令) 第4条 法第26条第1項の規定により検査を命ずる場合は、検査命令書（第2号様式）により行うものとする。	(検査命令) 第4条 法第26条第1項の規定に基づく検査命令は、 <u>検査に必要な設備、技術を有しない製造者又は加工者が製造又は加工した食品等が、次の各号いずれかに該当し、検査が必要な場合に行う。なお、検査命令は検査命令書（第2号様式）により行うものとする。</u> (1) <u>食中毒、違反等の発生要因、汚染経路等が断定されていない場合</u> (2) <u>前号に掲げる以外の場合であって、改善措置に係る通知を行い、措置に必要な期間が経過後、再度同一事由による食中毒又は違反が発生した場合</u>
(報告の徴収) 第5条 法第28条第1項の規定により報告を求める際は、報告命令書（第3号様式）により行うものとする。	(報告の徴収) 第5条 法第28条第1項の規定に基づく報告の徴収は、保健所長、食肉衛生検査所長又は本場食品衛生検査所長が、食品衛生に係る職務の遂行上必要な情報であると認め、その情報の収集を直接の目的とする場合に行う。なお、報告の徴収は報告命令書（第3号様式）により行うものとする。
(不許可) 第6条 営業許可の申請に対する処分として、次の各号に該当する場合は不許	(不許可) 第6条 法第55条第1項の規定に基づく営業許可の申請に対する処分とし

横浜市食品衛生関係行政処分事務取扱要綱 新旧対照表

現行	改正案
可とする。	て、次の各号に該当する場合は不許可とする。
(1) 法第 54 条の規定に基づく <u>施設基準に合致しない</u> 営業許可の申請がなされ、又はその申請に重大な欠陥があり、かつこれらの改善又は補正を求める市の指導に従わない場合。ただし、不許可の理由が施設基準に合致しないことによるものにあっては、営業施設基準不適通知書（第 4 号様式）を交付した後に行う。	(1) 法第 54 条の規定に基づく <u>施設基準に合致せず、かつ改善されない</u> 場合。
(2) 法第 55 条第 2 項ただし書の規定に該当する者から営業許可の申請がなされた場合。	(2) 法第 55 条第 2 項ただし書の規定に該当する者から営業許可の申請がなされた場合。
(3) 新設	(3) <u>営業許可の申請の形式要件に著しく重大な不備があり、かつ補正されない</u> 場合。 なお、横浜市手数料条例（平成 12 年 3 月 27 日 条例第 32 号）第 6 条に基づき、同条例第 2 条第 33 号に規定する営業許可申請手数料の未納は、形式要件に著しく重大な不備がある申請として扱うものとする。
(第 2 項省略)	(第 2 項省略)
(廃棄命令)	(廃棄命令)
第 7 条 法第 59 条（第 68 条第 1 項及び第 3 項の規定により準用されるものを含む。）の規定に基づく廃棄命令は、違反が確認された食品、添加物、器具、容器包装又はおもちゃ（以下「違反食品等」という。）の食品衛生上の危害の発生を除去するために行うものであり、再製、転用、返品等が不可能又は不適当な場合に行うものとする。なお、廃棄命令は廃棄命令書（第 6 号様式）により行うものとする。	第 7 条 法第 59 条（第 68 条第 1 項及び第 3 項の規定により準用されるものを含む。）の規定に基づく廃棄命令は、違反が確認された食品、添加物、器具、容器包装又はおもちゃ（以下「違反食品等」という。）の食品衛生上の危害の発生を除去するために行うものであり、再製、転用、返品等が不可能又は不適当な場合に行うものとする。なお、廃棄命令は廃棄命令書（第 5 号様式）により行うものとする。
(第 2 項省略)	(第 2 項省略)

横浜市食品衛生関係行政処分事務取扱要綱 新旧対照表

現行	改正案
<p>(危害除去処置)</p> <p>第8条 法第59条（第68条第1項及び第3項の規定により準用されるものを含む。）並びにふぐ条例第23条第1項及び第3項の規定に基づく危害除去処置は、回収命令、移動禁止命令、販売禁止命令又は使用禁止命令等により行うものとする。</p> <p>(1) 回収命令又は移動禁止命令</p> <p>回収命令は違反食品等がすでに流通しており、営業者等の自主的な回収が困難であると認める場合等に行うものとする。なお、回収命令は回収命令書（<u>第6号様式の2</u>）により行うものとする。</p> <p>移動禁止命令は保管されている違反食品等の移動を禁止する必要がある場合に行うものとする。なお、移動禁止命令は移動禁止命令書（<u>第6号様式の3</u>）により行うものとする。</p> <p>なお、回収命令及び移動禁止命令を行った場合は、その後必要に応じて処分を行うものとする。</p> <p>(2) 販売禁止命令</p> <p>販売禁止命令は、違反食品等について再製、転用、返品等が適当である場合で販売の禁止をする必要がある場合に行うものとする。なお、販売禁止命令は販売禁止命令書（<u>第6号様式の4</u>）により行い、違反食品等は次のとおり取り扱うこととする。</p> <p>ア　返品</p> <p>販売店等で違反食品等を保管しており返品する必要がある場合に行うものとする。</p> <p>また、海外へ違反食品等を積み戻すことが支障ないと認められる場合については、違反食品等の積戻しを認めるものとする。</p> <p>イ　再製</p>	<p>(危害除去処置)</p> <p>第8条 法第59条（第68条第1項及び第3項の規定により準用されるものを含む。）並びにふぐ条例第23条第1項及び第3項の規定に基づく危害除去処置は、回収命令、移動禁止命令、販売禁止命令又は使用禁止命令等により行うものとする。</p> <p>(1) 回収命令又は移動禁止命令</p> <p>回収命令は違反食品等がすでに流通しており、営業者等の自主的な回収が困難であると認める場合等に行うものとする。なお、回収命令は回収命令書（<u>第5号様式の2</u>）により行うものとする。</p> <p>移動禁止命令は保管されている違反食品等の移動を禁止する必要がある場合に行うものとする。なお、移動禁止命令は移動禁止命令書（<u>第5号様式の3</u>）により行うものとする。</p> <p>なお、回収命令及び移動禁止命令を行った場合は、その後必要に応じて処分を行うものとする。</p> <p>(2) 販売禁止命令</p> <p>販売禁止命令は、違反食品等について再製、転用、返品等が適当である場合で販売の禁止をする必要がある場合に行うものとする。なお、販売禁止命令は販売禁止命令書（<u>第5号様式の4</u>）により行い、違反食品等は次のとおり取り扱うこととする。</p> <p>ア　返品</p> <p>販売店等で違反食品等を保管しており返品する必要がある場合に行うものとする。</p> <p>また、海外へ違反食品等を積み戻すことが支障ないと認められる場合については、違反食品等の積戻しを認めるものとする。</p> <p>イ　再製</p>

横浜市食品衛生関係行政処分事務取扱要綱 新旧対照表

現行	改正案
<p>食品として再製可能であり、再製後の検査等で法上問題ないと認められる場合については、再製品の使用又は販売を認めるものとする。</p> <p>ウ 転用</p> <p>食品以外の用途に転用が可能であり、かつ転用が妥当と判断できる場合については、転用を認めるものとする。</p> <p>(3) 使用禁止命令</p> <p>使用禁止命令は、違反食品等について再製、転用、返品等が適当である場合で使用を禁止する必要がある場合に行うものとする。なお、使用禁止命令は使用禁止命令書（第6号様式の5）により行い、違反食品等は販売禁止命令と同様に取り扱うこととする。</p> <p>(営業許可の取消し)</p> <p>第9条 法第60条第1項及び第61条（第68条第1項及び第3項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づく営業許可の取消し並びにふぐ条例第23条第1項の規定に基づく認証の取消しは、その違反が故意又は重大な過失等により<u>発生した場合</u>に行うものとする。なお、営業許可の取消し並びに認証の取消しは、取消通知書（第6号様式の6）により行うものとする</p> <p>(営業禁止命令)</p> <p>第10条 法第60条第1項及び第61条（第68条第1項及び第3項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づく営業禁止命令は、食品衛生上の危害が除去されるまでの期間をあらかじめ設定することが不可能な場合に、営業の全部又は一部について禁止するものとする。なお、営業禁止命令は行政</p>	<p>食品として再製可能であり、再製後の検査等で法上問題ないと認められる場合については、再製品の使用又は販売を認めるものとする。</p> <p>ウ 転用</p> <p>食品以外の用途に転用が可能であり、かつ転用が妥当と判断できる場合については、転用を認めるものとする。</p> <p>(3) 使用禁止命令</p> <p>使用禁止命令は、違反食品等について再製、転用、返品等が適当である場合で使用を禁止する必要がある場合に行うものとする。なお、使用禁止命令は使用禁止命令書（第5号様式の5）により行い、違反食品等は販売禁止命令と同様に取り扱うこととする。</p> <p>(営業許可及び認証の取消し)</p> <p>第9条 法第60条第1項及び第61条（第68条第1項及び第3項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づく営業許可の取消し並びにふぐ条例第23条第1項の規定に基づく認証の取消しは、その違反が故意又は重大な過失等により<u>発生し、営業を継続させることが食品衛生上極めて危険である場合</u>に行うものとする。なお、営業許可等の取消しは、取消通知書（第5号様式の6）により行うものとする。</p> <p>(営業禁止命令)</p> <p>第10条 法第60条第1項及び第61条（第68条第1項及び第3項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づく営業禁止命令は、食品衛生上の危害が除去されるまでの期間をあらかじめ設定することが不可能な場合に、営業の全部又は一部について禁止するものとする。なお、営業禁止命令は行政</p>

横浜市食品衛生関係行政処分事務取扱要綱 新旧対照表

現行	改正案
<p>処分命令書（<u>第6号様式の7</u>）により行うものとする。</p> <p>第2項 前項の営業禁止命令を発した後、その禁止事由が消滅したときは、営業禁止処分解除通知書（<u>第8号様式</u>）により営業禁止を解除するものとする。</p> <p>（営業（業務）停止命令）</p> <p>第11条 法第60条第1項及び第61条（第68条第1項及び第3項の規定により準用する場合を含む。）並びにふぐ条例第23条第1項及び第3項の規定に基づく営業（業務）停止命令は、食品衛生上の危害が除去される期間があらかじめ設定できる場合に、営業（業務）の全部又は一部について停止するものとする。なお、営業（業務）停止命令は行政処分命令書（<u>第6号様式の7</u>）により期間を定めて行うものとする。</p> <p>（第2項省略）</p>	<p>処分命令書（<u>第5号様式の7</u>）により行うものとする。</p> <p>第2項 前項の営業禁止命令を発した後、その禁止事由が消滅したときは、営業禁止処分解除通知書（<u>第6号様式</u>）により営業禁止を解除するものとする。</p> <p>（営業（業務）停止命令）</p> <p>第11条 法第60条第1項及び第61条（第68条第1項及び第3項の規定により準用する場合を含む。）並びにふぐ条例第23条第1項及び第3項の規定に基づく営業（業務）停止命令は、食品衛生上の危害が除去される期間があらかじめ設定できる場合に、営業（業務）の全部又は一部について停止するものとする。なお、営業（業務）停止命令は行政処分命令書（<u>第5号様式の7</u>）により期間を定めて行うものとする。</p> <p>（第2項 省略）</p>
<p>（施設改善命令）</p> <p>第12条 法第61条（第68条第1項及び第3項の規定により準用される場合を含む。）の規定に基づく施設改善命令は、法第54条の規定に基づく施設基準に合致させるための改善指導に従わない場合、<u>期限</u>を定めて行うものとする。</p> <p>なお、施設改善命令は施設改善命令書（<u>第9号様式</u>）により行うものとする。</p>	<p>（施設改善命令）</p> <p>第12条 法第61条（第68条第1項及び第3項の規定により準用される場合を含む。）の規定に基づく施設改善命令は、法第54条の規定に基づく施設基準に合致させるための<u>整備</u>改善指導に従わない場合、<u>期間</u>を定めて行うものとする。</p> <p><u>その期間の算定については、整備改善が必要な箇所の程度又は食品衛生上の安全確保を十分に考慮して行うものとする。</u></p> <p>なお、施設改善命令は、施設改善命令書（<u>第7号様式</u>）により行うものとする。</p>
<p>（第13条から第14条まで省略）</p>	<p>（第13条から第14条まで省略）</p>

横浜市食品衛生関係行政処分事務取扱要綱 新旧対照表

現行	改正案
附 則 この要綱は、平成 11 年 9 月 16 日から施行する。	附 則 この要綱は、平成 11 年 9 月 16 日から施行する。
附 則 この要綱は、平成 14 年 1 月 1 日から施行する。	附 則 この要綱は、平成 14 年 1 月 1 日から施行する。
附 則 この要綱は、平成 16 年 6 月 8 日から施行する。	附 則 この要綱は、平成 16 年 6 月 8 日から施行する。
附 則 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。	附 則 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
附 則 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。	附 則 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
附 則 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。	附 則 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
附 則 この要綱は、平成 28 年 2 月 8 日から施行する。	附 則 この要綱は、平成 28 年 2 月 8 日から施行する。
附 則 この要綱は、平成 31 年 3 月 29 日から施行する。	附 則 この要綱は、平成 31 年 3 月 29 日から施行する。
(施行期日) 1 この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条中「及び」を「並びに」に改め、「第 23 条」の後に「第 1 項及び第 3 項」を加える改正規定及び第 11 条第 1 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改める改正規定については、令和 3 年 2 月 3 日から施行する。 (経過措置) 2 魚介類行商等に関する条例を廃止する等の条例（令和 2 年神奈川県条例第	(施行期日) 1 この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条中「及び」を「並びに」に改め、「第 23 条」の後に「第 1 項及び第 3 項」を加える改正規定及び第 11 条第 1 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改める改正規定については、令和 3 年 2 月 3 日から施行する。 (経過措置) 2 魚介類行商等に関する条例を廃止する等の条例（令和 2 年神奈川県条例第

横浜市食品衛生関係行政処分事務取扱要綱 新旧対照表

現行	改正案
<p>42号。以下「廃止条例」という。)附則第2項及び第3項の規定によりなおその効力を有するとされた廃止条例第1条の規定による廃止前の行商等条例(以下「旧行商等条例」という。)第12条の規定に基づく営業許可の取消し及び営業の停止について、改正前の横浜市食品衛生関係行政処分事務取扱要綱(以下「旧要綱」という。)第9条及び第11条の規定は、なおその効力を有する。</p> <p>3 廃止条例附則第2項及び第3項の規定によりなおその効力を有するとされた旧行商等条例第14条の規定に該当する者について、旧要綱第14条の規定は、なおその効力を有する。</p> <p>4 廃止条例附則第4項の規定により罰則を適用された者について、旧要綱第14条の規定は、なおその効力を有する。</p>	<p>42号。以下「廃止条例」という。)附則第2項及び第3項の規定によりなおその効力を有するとされた廃止条例第1条の規定による廃止前の行商等条例(以下「旧行商等条例」という。)第12条の規定に基づく営業許可の取消し及び営業の停止について、改正前の横浜市食品衛生関係行政処分事務取扱要綱(以下「旧要綱」という。)第9条及び第11条の規定は、なおその効力を有する。</p> <p>3 廃止条例附則第2項及び第3項の規定によりなおその効力を有するとされた旧行商等条例第14条の規定に該当する者について、旧要綱第14条の規定は、なおその効力を有する。</p> <p>4 廃止条例附則第4項の規定により罰則を適用された者について、旧要綱第14条の規定は、なおその効力を有する。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この要綱は、令和4年●月●日から施行する。</u></p>

四

新

第1号様式(第3条関係)

指導票

年 月 日

住 所

氏名 様
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

(所属)
横浜市
食品衛生監視員

次のとおり指導します。

第1号様式（第3条）

指導票

年 月 日

住 所

氏名 様
(法人の場合は、名称) (御中)

(所属)
横浜市
食品衛生監視員

次のとおり指導します。

施設の所在地		
施設の名称		
営業の種類 又は形態	業	台帳No.
<p>（複数回答可）</p> <p>□製造業</p> <p>□販売業</p> <p>□卸売業</p> <p>□小売業</p> <p>□加工業</p> <p>□修理業</p> <p>□運送業</p> <p>□倉庫業</p> <p>□販売兼業</p> <p>□販売兼加工業</p> <p>□販売兼修理業</p> <p>□販売兼運送業</p> <p>□販売兼倉庫業</p> <p>□販売兼加工兼業</p> <p>□販売兼修理兼業</p> <p>□販売兼運送兼業</p> <p>□販売兼倉庫兼業</p> <p>□販売兼加工兼修理業</p> <p>□販売兼修理兼運送業</p> <p>□販売兼倉庫兼運送業</p> <p>□販売兼加工兼倉庫業</p> <p>□販売兼加工兼修理業</p> <p>□販売兼修理兼倉庫業</p> <p>□販売兼加工兼修理兼業</p>		
受領年月日		
	受領者氏名	

印

新

第1号様式の2（第3条第2項）

第 号
年 月 日住 所
氏 名
法人の場合は、名称、
代表者の氏名

様

横浜市保健所長
横浜市食肉衛生検査所長
横浜市中央卸売市場本場食品衛生検査所長

印

勧 告 書

次のとおり勧告します。

営業所	所 在 地			
	名 称	営業の種類 〔営業種目又は 製造品目〕		
勧 告 の 内 容				
勧 告 の 理 由				

第1号様式の2（第3条第2項、第6条第1項）

第 号
年 月 日住 所
氏 名
法人の場合は、名称、
代表者の氏名

様

横浜市保健所長
横浜市食肉衛生検査所長
横浜市中央卸売市場本場食品衛生検査所長

印

勧 告 書

次のとおり勧告します。

営業所	所 在 地			
	名 称		営業の種類 〔営業種目又は 形態〕	
勧 告 の 内 容				
勧 告 の 理 由				

第2号様式 略

旧

新

第3号様式（第5条）

横浜市 指令第 号
年 月 日住 所
氏 名
法人の場合は、名称、
代表者の氏名

様

横浜市保健所長
横浜市食肉衛生検査所長
横浜市中央卸売市場本場食品衛生検査所長

印

報 告 命 令 書

食品衛生法第28条第1項の規定により、次のとおり報告を命じます。

営業所	所 在 地			
	名 称		營業の種類 〔 <u>營業種目又は 製造品目</u> 〕	
報 告 の 内 容				
報告を求める理由				

(教示) 別紙のとおり

第3号様式（第5条）

横浜市 指令第 号
年 月 日住 所
氏 名
法人の場合は、名称、
代表者の氏名

様

横浜市保健所長
横浜市食肉衛生検査所長
横浜市中央卸売市場本場食品衛生検査所長

印

報 告 命 令 書

食品衛生法第28条第1項の規定により、次のとおり報告を命じます。

営業所	所 在 地			
	名 称		營業の種類 〔 <u>又は形態</u> 〕	
報 告 の 内 容				
報告を求める理由				

(教示) 別紙のとおり

[印]

第4号様式（第6条第1項第1号）

第　　号
年　月　日

住 所

氏 名 様

〔 法人の場合は、名称。
代表者の氏名 〕

横浜市保健所長 [印]

営業施設基準不適通知書

年　月　日に申請のありました営業所を調査しましたところ、次の項目が
食品衛生法第54条に基づく施設基準に合致しませんので、通知します。

この通知から1箇月後又は現在の営業許可期限の満了日後に、施設基準に合致しない
項目を認めた場合は、不許可となる場合があります。

削除

申 請 業 種	業 ()
営 業 所 の 所 在 地	
営 業 所 の 名 称	
施設基準に合致しない と認められる項目	

旧

新

第5号様式（第6条第2項）

横浜市 指令第 号
年 月 日

住 所

氏 名 様

〔 法人の場合は、名称、
代表者の氏名 〕横浜市保健所長

営 業 不 許 可 通 知 書

年 月 日にありました申請については、不許可とします。

申 請 業 種	業 (_____)
営 業 所 の 所 在 地	
営 業 所 の 名 称	
不 許 可 の 理 由	

(教示) 別紙のとおり

第4号様式（第6条第2項）

横浜市 指令第 号
年 月 日

住 所

氏 名 様

〔 法人の場合は、名称、
代表者の氏名 〕横浜市保健所長

営 業 不 許 可 通 知 書

年 月 日にありました申請については、不許可とします。

申 請 業 種	業
営 業 所 の 所 在 地	
営 業 所 の 名 称	
不 許 可 の 理 由	

(教示) 別紙のとおり

旧

新

第6号様式（第7条第1項）

横浜市 指令第 号
年 月 日住 所
氏 名
法人の場合は、名称、
代表者の氏名

様

横浜市保健所長
横浜市食肉衛生検査所長
横浜市中央卸売市場本場食品衛生検査所長

印

廃棄命令書

については、食品衛生法第 条第 項に違反
していますので、同法第 条 第 項の規定に基づき、次のとおり廃棄を命じます。

営業所	所 在 地			
	名 称	營業の種類 〔營業種目又は 製造品目〕		
処 分 の 内 容				
処 分 の 理 由				

(教示) 別紙のとおり

第5号様式（第7条第1項）

横浜市 指令第 号
年 月 日住 所
氏 名
法人の場合は、名称、
代表者の氏名

様

横浜市保健所長
横浜市食肉衛生検査所長
横浜市中央卸売市場本場食品衛生検査所長

印

廃棄命令書

については、食品衛生法第 条第 項に違反
していますので、同法第 条 第 項の規定に基づき、次のとおり廃棄を命じます。

営業所	所 在 地			
	名 称	營業の種類 〔營業種目又は 製造品目〕		
処 分 の 内 容				
処 分 の 理 由				

(教示) 別紙のとおり

旧

新

第6号様式の2（第8条）

横浜市 指令第 号
年 月 日住 所
氏 名
法人の場合は、名称、
代表者の氏名

様

横浜市保健所長
横浜市食肉衛生検査所長
横浜市中央卸売市場本場食品衛生検査所長

印

回 収 命 令 書

について、食品衛生法
神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例 第 条第 項に違反していますので、同 法 第 条 第 項の規定に基づき、次のとおり回収を
命じます。

営業所	所在 地			
名 称		営業の 種類	〔営業種目又は 製造品目〕	
処 分 の 内 容				
処 分 の 理 由				

(教示) 別紙のとおり

第5号様式の2（第8条）

横浜市 指令第 号
年 月 日住 所
氏 名
法人の場合は、名称、
代表者の氏名

様

横浜市保健所長
横浜市食肉衛生検査所長
横浜市中央卸売市場本場食品衛生検査所長

印

回 収 命 令 書

について、食品衛生法
神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例 第 条第 項に違反していますので、同 法 第 条 第 項の規定に基づき、次のとおり回収を
命じます。

営業所	所在 地			
名 称		営業の 種類	〔営業種目又は 製造品目〕	
処 分 の 内 容				
処 分 の 理 由				

(教示) 別紙のとおり

旧

新

第6号様式の3（第8条）

横浜市 指令第 号
年 月 日住 所
氏 名
法人の場合は、名称、
代表者の氏名

様

横浜市保健所長
横浜市食肉衛生検査所長
横浜市中央卸売市場本場食品衛生検査所長

印

移動禁止命令書

について、食品衛生法
神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例 第 条第 項に

違反していますので、同 法 第 条 第 項の規定に基づき、次のとおり移動禁止を命じます。

営業所所在地			
名 称		営業の種類 〔営業種目又は 製造品目〕	
処分の内容			
処分の理由			

(教示) 別紙のとおり

第5号様式の3（第8条）

横浜市 指令第 号
年 月 日住 所
氏 名
法人の場合は、名称、
代表者の氏名

様

横浜市保健所長
横浜市食肉衛生検査所長
横浜市中央卸売市場本場食品衛生検査所長

印

移動禁止命令書

について、食品衛生法
神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例 第 条第 項に

違反していますので、同 法 第 条 第 項の規定に基づき、次のとおり移動禁止を命じます。

営業所所在地			
名 称		営業の種類 〔営業種目又は 形態〕	
処分の内容			
処分の理由			

(教示) 別紙のとおり

旧

新

第6号様式の4（第8条）

横浜市 指令第 号
年 月 日住 所
氏 名
法人の場合は、名称、
代表者の氏名

様

横浜市保健所長
横浜市食肉衛生検査所長
横浜市中央卸売市場本場食品衛生検査所長

印

販 売 禁 止 命 令 書

について、
食品衛生法
神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例 第 条第 項に違反していますので、同 法 第 条 第 項の規定に基づき、次のとおり販売禁止を命じます。
条例

営業所	所在 地			
名 称		営業の種類	〔営業種目又は 製造品目〕	
處 分 の 内 容				
處 分 の 理 由				

(教示) 別紙のとおり

第5号様式の4（第8条）

横浜市 指令第 号
年 月 日住 所
氏 名
法人の場合は、名称、
代表者の氏名

様

横浜市保健所長
横浜市食肉衛生検査所長
横浜市中央卸売市場本場食品衛生検査所長

印

販 売 禁 止 命 令 書

について、
食品衛生法
神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例 第 条第 項に違反していますので、同 法 第 条 第 項の規定に基づき、次のとおり販売禁止を命じます。
条例

営業所	所在 地			
名 称		営業の種類 又は形態		
處 分 の 内 容				
處 分 の 理 由				

(教示) 別紙のとおり

旧

新

第6号様式の5（第8条）

横浜市 指令第 号
年 月 日住 所
氏 名
法人の場合は、名称、
代表者の氏名

様

横浜市保健所長
横浜市食肉衛生検査所長
横浜市中央卸売市場本場食品衛生検査所長

印

使 用 禁 止 命 令 書

食品衛生法 第 条第 項に
については、神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例違反していますので、同 法 第 条 第 項の規定に基づき、次のとおり使用禁
止を命じます。
条例

営業所	所在 地			
名 称		営業の種類	〔営業種目又は 製造品目〕	
処 分 の 内 容				
処 分 の 理 由				

(教示) 別紙のとおり

第5号様式の5（第8条）

横浜市 指令第 号
年 月 日住 所
氏 名
法人の場合は、名称、
代表者の氏名

様

横浜市保健所長
横浜市食肉衛生検査所長
横浜市中央卸売市場本場食品衛生検査所長

印

使 用 禁 止 命 令 書

食品衛生法 第 条第 項に
については、神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例違反していますので、同 法 第 条 第 項の規定に基づき、次のとおり使用禁
止を命じます。
条例

営業所	所在 地			
名 称		営業の種類 又は形態		
処 分 の 内 容				
処 分 の 理 由				

(教示) 別紙のとおり

旧

新

第6号様式の6（第9条）

横浜市 指令第 号
年 月 日

住 所

氏 名 様

〔 法人の場合は、名称。〕
〔 代表者の氏名 〕横浜市保健所長

取 消 通 知 書

食品衛生法
については、神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例 第 条第 項に違反していますので、同 法 第 条 第 項の規定に基づき、次のとおり
を取り消します。

業 種	業（_____）
営業所の所在地	
営業所の名称	
処 分 の 内 容	
処 分 の 理 由	

(教示)別紙のとおり

第5号様式の6（第9条）

横浜市 指令第 号
年 月 日

住 所

氏 名 様

〔 法人の場合は、名称。〕
〔 代表者の氏名 〕横浜市保健所長

取 消 通 知 書

食品衛生法
については、神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例 第 条第 項に違反していますので、同 法 第 条 第 項の規定に基づき、次のとおり
を取り消します。

業 種	業
営業所の所在地	
営業所の名称	
処 分 の 内 容	
処 分 の 理 由	

(教示)別紙のとおり

旧

新

第6号様式の7（第10、11条）

横浜市 指令第 号
年 月 日住 所
氏 名
法人の場合は、名称、
代表者の氏名

様

〔 法人の場合は、名称、
代表者の氏名〕横浜市保健所長
横浜市食肉衛生検査所長
横浜市中央卸売市場本場食品衛生検査所長

印

行政処分命令書

食品衛生法

について、神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例

法

第一条第一項に違反していますので、同条例第一条第一項の規定に基づき、
次のとおりを命じます。

所在地			
営業所	名 称	営業の種類 〔営業種目又は 製造品目〕 ※給食の場合は、給食の種類	
処分の内容			
処分の理由			

(教示)別紙のとおり

第5号様式の7（第10、11条）

横浜市 指令第 号
年 月 日住 所
氏 名
法人の場合は、名称、
代表者の氏名

様

〔 法人の場合は、名称、
代表者の氏名〕横浜市保健所長
横浜市中央卸売市場本場食品衛生検査所長

印

行政処分命令書

食品衛生法

については、神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例

法

第一条第一項に違反していますので、同条例第一条第一項の規定に基づき、
次のとおりを命じます。

所在 地			
営業所	名 称	営業の種類 〔営業種目又は 形態〕	
処分の内容			
処分の理由			

(教示)別紙のとおり

旧

第8号様式（第10条第2項）

横浜市 指令第 号
年 月 日住所
氏名
法人の場合は、名称、
〔代表者の氏名〕
様横浜市保健所長
横浜市中央卸売市場本場食品衛生検査所長

営業禁止処分解除通知書

年 月 日横浜市 指令第 号により命令しました営業禁止処分は、
次のとおり解除します。

営業所	所在 地			
	名 称	営業の 種類 〔営業種目又は 製造品目〕		
解 除 の 理 由				

新

第6号様式（第10条第2項）

横浜市 指令第 号
年 月 日住 所
氏 名
様〔 法人の場合は、名称、
代表者の氏名 〕横浜市保健所長
横浜市中央卸売市場本場食品衛生検査所長

印

営業禁止処分解除通知書

年 月 日横浜市 指令第 号により命令しました営業禁止処分は、
次のとおり解除します。

営業所	所 在 地		
	名 称	営業の種類 又は形態	
	解 除 の 理 由		

旧

新

第9号様式(第12条)

横浜市 指令第 号
年 月 日住所
氏名
法人の場合は、名称、
代表者の氏名横浜市保健所長
横浜市中央卸売市場本場食品衛生検査所長

印

施設改善命令書

食品衛生法第54条の規定による基準に違反していますので、次のとおり同法第61条の規定に基づき、施設の改善を命じます。

営業所	所在 地			
	名 称	営業の種類 (営業種目又は 製造品目)		
許可年月日 及び許可番号	年 月 日	横浜市	指令第 号	
改 善 項 目				
改善を求める理由				
改 善 期 限	年 月 日			

(教示)別紙のとおり

第7号様式(第12条)

横浜市 指令第 号
年 月 日住 所
氏 名
法人の場合は、名称、
代表者の氏名横浜市保健所長
横浜市中央卸売市場本場食品衛生検査所長

印

施設改善命令書

食品衛生法第54条の規定による基準に違反していますので、次のとおり同法第61条の規定に基づき、施設の改善を命じます。

営業所	所 在 地			
	名 称	営業の種類 (営業種目又は 製造品目)	営業の種類 又は形態	
許可年月日 及び許可番号	年 月 日	横浜市	指令第 号	
改 善 項 目				
改善を求める理由				
改 善 期 限	年 月 日			

(教示)別紙のとおり